

陳情の趣旨

社団法人海員協會常務理事尾崎麟太郎、同理事顧問都竹要次郎等が、本協會諸財産並に委託金の不正處分を爲したるに因り與へたる損害、及び不當なる業務執行に對して嚴重なる御處分あらんことを求む

陳情の理由

社団法人海員協會常務理事尾崎麟太郎、同理事顧問都竹要次郎、同庶務部長鈴木倉吉等は該協會の主要幹部を構成し、昭和八年度迄に於ける（昭和九年一月二十五日第二十八回定期總會並に役員改選開催）同協會會計及び事務に關する重大なる不正非違を敢行して、莫大なる損害並に不名譽を招來し、第二十八回定期總會に於て其の全貌を暴露して、免黜の議決定したるに拘らず、尙役員選舉事務に干與指揮して、選舉立會人にして自己等に不利なる

者の立會権限を剝奪して、立會を禁じ、代員を獨斷選任して選舉事務を遂行し、正當なる立會人並に一般會員の協會事務所地域に立入ることを禁じて暴力團員を雇入れ、多數の請願警察官吏を配して、正會員は勿論のこと役員すらも、該警察官をして排除せしめたる等の不正非違を極めたる事態に對する、右主要幹部の責任の免る能はざる事實を左に列記して具陳致候

第一項 會計の不正處分

第一 基本財産の不法處分

(一) 海員協會昭和八年度決算報告に照らし明白なるが如く、經常費の不足額に對し、定款に違反して基本財産より金壹萬參千參百五拾九圓四拾錢の不法流用に對する責任を明らかにせず。

基本財産の處分は定款に定むる方法に依るべきに拘らず、尨大なる經常費の節約を